

平成 27 年度 共通仕様書（土木工事編） 改正概要
（平成 27 年 10 月 1 日改正）

1. 共通仕様書（土木工事編 I）

No.	項 目	内 容	備考
1	全体	・場所を表す場合「箇所」、対象の数量を表す場合「ヶ所」とする。	—
2	共通編 1-1-8 提出書類	・事務手続きの実態にあわせ、コリンズの登録期限を改正【平成 27 年 7 月 28 日付け 27 企技第 628 号で改正】 「土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内」 →「 <u>速やかに</u> 」 ・「 <u>ただし、工事請負代金 2,500 万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。</u> 」を削除	(I)8
3	共通編 1-1-13 工事の下請負	・改正品確法第 8 条の「 <u>受注者の責務</u> 」改正により改正 「 <u>下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない</u> 」を追記	(I)10 [資料 2-2 P1]
4	共通編 1-1-14 施工体制台帳	・福島県元請・下請関係適正化指導要綱改正による改正 <u>全ての工事において、施工体制台帳の作成を明記</u> 【平成 27 年 4 月 27 日付け 27 企技第 177 号で改正】 ・名札標準図を明確にするため改正 管理技術者、主任技術者の <u>名札の標準図</u> を追加	(I)11
5	共通編 1-1-29 施工管理	・改正品確法第 8 条の「 <u>受注者の責務</u> 」改正により改正 「 <u>受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。</u> 」を追記 ・根拠基準等を明確化するため改正 <u>施工管理、記録等を作成する際の基準</u> を追記	(I)30、31 [資料 2-2 P2、P9]
6	共通編 1-1-33 工事中の 安全確保	・架空線等事故防止対策のため改正 <u>受注者が工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査を行い、結果について、支障の有無に関わらず報告する旨</u> 追記	(I)34 [資料 2-2 P10]
7	共通編 1-1-37 環境対策	・法令等の改正による改正 「 <u>排出ガス対策型建設機械等</u> 」の取扱いについて、文言の改正 ・「 <u>グリーン購入法</u> 」との整合を図るため改正 特定調達品目の使用について、文言の改正 「 <u>積極的に推進</u> 」 →「 <u>原則として、判断の基準を満たすものは使用</u> 」	(I)37

No.	項目	内容	備考
8	共通編 1-1-39 交通安全管理	<ul style="list-style-type: none"> 公共工事設計労務単価に合わせ改正 交通誘導員→交通誘導警備員 表 1-2 一般的制限値の高さに、「(ただし、指定路線については 4.1m)」と追記 	(I)39、40、42 [資料 2-2 P8]
9	共通編 1-1-40 諸法令の遵守	<ul style="list-style-type: none"> 最新改正年度を把握するため改正 各法律の年度を「制定年度」→「最新の改正年度」へ改正 	(I)42～45
10	共通編 1-1-52 道路構造物の記録保存	<ul style="list-style-type: none"> 記録保存の具体的な取扱いを、別途定めた要領(道路総室より別途通知予定)によると改正 	(I)51 [資料 2-2 P21]
11	各工種 適用すべき諸基準	関係基準が改正したため、改正年度を改正	各工種のページ
12	共通編 2-3-4 盛土補強工	<ul style="list-style-type: none"> 諸基準が改正されたため改正 「面状補強材」の施工について改正 	(I)61
13	共通編 第 3 節 無筋, 鉄筋 コンクリート 全体	<ul style="list-style-type: none"> 諸基準改正による改正 文言の改正 「バイブレーター、振動機」→「バイブレータ」 	—
14	共通編 第 5 節 現場練り コンクリート	<ul style="list-style-type: none"> 諸基準(コンクリート標準示方書(施工編)など)改正による改正 3-5-4 材料の計量及び練混ぜ 2. (1)材料の計量について、試験方法を追記 3. 練混ぜについて、試験方法を改正 	(I)77、78
15	共通編 第 6 節 運搬・打設	<ul style="list-style-type: none"> 諸基準改正による改正 3-6-9 養生 養生方法について改正《養生期間については改正無し》 	(I)84 [資料 2-2 P4]
16	共通編 第 7 節 鉄筋工	<ul style="list-style-type: none"> 諸基準改正による改正 3-7-1 一般事項 2. 設計図書^の照査について改正 3-7-3 加工 3. 加工について参照図書^の改正 	(I)85 [資料 2-2 P5]
17	共通編 第 9 節 暑中コンクリート	<ul style="list-style-type: none"> 諸基準改正による改正 3-9-2 施工 打設時のコンクリート温度が上限値を超えた場合の対応を追記 	(I)90

No.	項目	内容	備考
18	共通編 第10節寒中コン クリート	・諸基準改正、諸基準との整合性を図るため改正 3-10-3 養生 表 3-5 の項目を改正《養生期間は改正無し》 「 <u>構造物の露出状態</u> 」 →「 <u>型枠の取外し直後に構造物が曝される環境</u> 」	(I)92
19	材料編 第3節 骨材	・JISの改正による改正 2-3-3 アスファルト舗装用骨材 4. 鉄鋼スラグに「 <u>環境安全品質基準</u> 」を追記	(I)115
20	材料編 第3節 骨材	・舗装再生便覧修正による改正 2-3-6 安定材 表 2-15「 <u>舗装用石油アスファルトの規格</u> 」中の数値、 記述項目の追加	(I)119
21	材料編 第5節 鋼材	・JIS策定による改正 2-5-2 構造用圧延鋼材 <u>JIS G 3140 (橋梁用高降伏点鋼板)</u> の追記	(I)121
22	材料編 第6節 セメント 及び混和材料	・諸基準改正による改正 2-6-4 コンクリート用水 2. <u>海水を練混ぜ水として使用する条件に、セパレー タを使用していない事</u> を追記	(I)129
23	材料編 第11節 塗料	・JIS廃止による削除 2-11-1 一般事項 4. JIS K 5623 (亜酸化鉛さび止めペイント) JIS K 5626 (シアナミド鉛さび止めペイント)	(I)140
24	材料編 第11節 塗料	・諸基準改正による改正 2-11-1 一般事項 6. ジンクリッチペイントの「 <u>亜鉛粉末</u> 」を削除	(I)140
25	材料編 第12節道路標識 及び区画線	・諸基準改正による改正 2-12-1 道路標識 (4) <u>反射シートの封入レンズ型、カプセルレンズ型反射 シートの反射性能について表 2-27、表 2-28 を改正</u>	(I)142
26	材料編 第13節その他	・引張り強度、引張強さの規格値をSI単位系に改正 2-13-4 河川護岸用吸い出し防止シート ・の規格値 「1.0 tf/m以上」→「 <u>9.8 kN/m以上</u> 」	(I)146
27	土木工事共通編 1-3-7 植生工	・張芝を固定する芝串の本数を、ロール芝の施工を考慮 し改正 「一枚当たり2～3本」→「 <u>1㎡当たり20～30本</u> 」	(I)165
28	土木工事共通編 1-3-9 小型標識工	・諸基準改正による改正 15. <u>溶解亜鉛めっきの基準について</u> 、追記	(I)168

No.	項目	内容	備考
29	土木工事共通編 1-3-15 工場塗装工	<ul style="list-style-type: none"> ・諸基準（鋼道路橋防食便覧）改正、積算基準書との整合性を図るためによる改正 3. 有機ジンクリッチペイント、超厚膜形エポキシ樹脂塗料における<u>塗装禁止条件の気温の改正</u> 10. <u>未塗装範囲について、現場溶接等考慮するよう改正</u> 12. (3) <u>塗装厚の測定について、小規模の場合を追記</u> (6) <u>測定について、不合格の場合の対応を改正</u> 	(I)185、186 187
30	土木工事共通編 1-4-5 場所打杭工	<ul style="list-style-type: none"> ・国共通仕様書との整合性を図るため改正 14. オールケーシングの場合、<u>鉄筋天端高さまでコンクリートを打ち込み、硬化後、取り壊すよう改正</u> 	(I)199
31	道路編 1-5-7 補強土壁工	<ul style="list-style-type: none"> ・諸基準改正による改正 5. <u>面状補強材の施工方法の改正</u> 8. <u>10cm以上隙間を生じる場合の対応を追記</u> 	(I)276 [資料2-2 P7]
32	道路編 第3節 工場製作工 4-3-2 材料	<ul style="list-style-type: none"> ・諸基準改正による 7 (4) 材料の塗料について、<u>「多液形」を追記</u>《表4-4、可使時間は改正無し》 7 (5) ジンクリッチペイントの<u>「亜鉛粉末」を削除</u> 	(I)330、331 332
33	道路編 4-5-3 橋梁現場塗装工	<ul style="list-style-type: none"> ・諸基準（鋼道路橋防食便覧など）改正、積算基準書との整合性を図るため改正 9. 有機ジンクリッチペイント、超厚膜形エポキシ樹脂塗料における<u>塗装禁止条件の気温の改正</u> 13 (2) <u>塗装間隔について改正</u> (5) <u>未塗装範囲について、現場溶接等考慮するよう改正</u> 15. 「箱桁」→「<u>主桁や縦桁</u>」 16 (3) <u>塗装厚の測定について、小規模の場合を追記</u> (6) <u>測定について、不合格の場合の対応を改正</u> 17 (2) <u>粘着シートの規格を改正</u> 	(I)348、349 350 [資料2-2 P6]
34	道路編 5-4-3 ポストテンション桁製作工	<ul style="list-style-type: none"> ・国共通仕様書との整合性を図るため改正 4 (1) グラウドに含まれる塩化物イオン量の上限を改正 「0.3 kg/m³」 →「<u>普通ポルトランドセメント質量の0.08%</u>」 	(I)365
35	道路編 5-4-5 プレキャストセグメント 主桁組立工	<ul style="list-style-type: none"> ・諸基準改正による改正 2 (1) 表5-1「エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の基準」の<u>試験温度、養生条件の改正</u> (2) プレキャストブロックの接合面から取り除くものとして、<u>緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリートを追記</u> 	(I)368

No.	項目	内容	備考
36	道路編 6-5-3 覆工コンクリート工	・ 諸基準改正による改正 4. 締固めについて、 <u>型枠バイブレータの使用を追記</u>	(I)390
37	河川編 第2章 浚渫（河川）	・ 共通仕様書の統一化 第2節 適用すべき諸基準を追加	(I)540
38	河川編 2-3-2 浚渫船運転工 2-3-4 配土工	・ 国共通仕様書と整合と図るため改正	(I)541、542
39	河川編	・ 重複項を整理し、参照するよう改正 （以下項番号のみ記載） 2-4-2、2-4-4、4-3-2、4-3-4、4-3-5、4-3-7、4-7-3、 4-7-4、4-7-5、4-7-6、4-7-7、4-7-8、4-7-9、4-7-11、 4-8-2、4-9-2、4-10-2、4-10-8、4-12-2、4-12-3、4-12-5、 4-12-7、4-13-5、4-14-8、4-16-6、4-16-7、4-16-8、 4-16-9	—
40	河川海岸編 第4章 浚渫（海岸）	・ 共通仕様書の統一化 第2節 適用すべき諸基準を追加	(I)648
41	河川海岸編	・ 重複項を整理し、参照するよう改正 （以下項番号のみ記載） 4-3-2、4-4-2、4-4-3、4-4-4	—
42	河川海岸編 第5章 養浜	・ 共通仕様書の統一化 第2節 適用すべき諸基準を追加 第3節 軽量盛土工を追加	(I)651
43	砂防編 1-6-4 コンクリート堰堤本体工	・ 諸基準改正による改正 5. <u>水平打継目の処理方法</u> について改正 10. <u>養生方法</u> について改正	(I)663、664
44	砂防編 1-7-10 現場塗装工	・ 諸基準（鋼道路橋防食便覧など）改正、積算基準書との整合性を図るため改正 10. 有機ジンクリッチペイント、超厚膜形エポキシ樹脂塗料における <u>塗装禁止条件の気温の改正</u> 15(2) <u>塗装間隔</u> について改正 （4） <u>未塗装範囲</u> について、現場溶接等考慮するよう改正 17. 「箱桁」→「主桁や縦桁」 18(3) 塗装厚の測定について、 <u>小規模の場合</u> を追記 （6）測定について、 <u>不合格の場合の対応</u> を改正 19(2) <u>粘着シート</u> の規格を改正	(I)669、670 671、672

No.	項目	内容	備考
45	ダム編 第4節 ダムコンクリート工	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諸基準改正による改正 1-4-6 練りませ 2. 練りませ性能試験方法を改正 5. 練りませ（量及び時間）について、<u>試験方法を改正</u> 1-4-10 締固め 2. 締固めについて、<u>型枠バイブレータの使用を追記</u> 5. <u>締固め時間について改正</u> 1-4-11 継目 4. <u>水辺打継目の処理方法について、改正</u> 1-4-12 養生 2. <u>養生方法について、改正</u> 	(I)704、705 708、709
46	ダム編 第2章 フィルダム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仕様書の統一化 第2節 適用すべき諸基準を追記 	(I)718

2. 共通仕様書(土木工事編Ⅱ)

No.	項目	内容	備考
1	全体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 場所を表す場合「箇所」、対象の数量を表す場合「ヶ所」とする。 	—
●出来形管理基準			
2	<u>工場塗装工</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仕様書Ⅰの改正による改正 測定基準に<u>小規模の場合を追記</u> 	(Ⅱ)55 [資料 2-2 P15]
3	<u>固結工</u> (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 測定箇所の明確化のため改正 <u>深度の測定基準、箇所を追記</u> 	(Ⅱ)95 [資料 2-2 P14]
4	<u>法面吹付工</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3編 1-3-6 <u>吹付工を準用するため削除</u> 	—
5	<u>現場塗装工</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仕様書Ⅰの改正による改正 測定基準に<u>小規模の場合を追記</u> 	(Ⅱ)101 [資料 2-2 P15]
6	<u>根固めブロック工</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乱積の厚さ管理の削除 層積、乱積でまとめ直し、<u>乱積の測定箇所図を追加</u> 	(Ⅱ)113 [資料 2-2 P11]

No.	項目	内容	備考
7	<u>伸縮装置工(ゴムジョイント)</u>	<ul style="list-style-type: none"> 据付け高さの規格値の改正 「舗装面に対し 0~-2」 → 「±3」 測定箇所の特明確化のため改正 測定基準、測定箇所に文言を追記 	(II)124、125 [資料 2-2 P12]
8	<u>伸縮装置工(鋼製フィンガージョイント)</u>	<ul style="list-style-type: none"> 測定箇所の明確化のため改正 測定項目、基準、箇所に文言を追記 	(II)127 [資料 2-2 P13]
9	<u>支承工</u>	<ul style="list-style-type: none"> 明確化のため改正 支承中心間隔(橋軸直角方向)の規格値をコンクリート橋と鋼橋と分かるように明記 	(II)128
10	<u>切削オーバーレイ工</u>	<ul style="list-style-type: none"> オーバーレイ工との整合を図るため改正 幅の測定頻度について改正 「40m 未満の場合 2ヶ所/施工」 → 「80m 未満の場合 2ヶ所/施工」 	(II)189
●品質管理基準			
11	<u>1 セメント・コンクリート</u>	<ul style="list-style-type: none"> 適用基準の改正による改正 粗骨材のすりへり試験、骨材の微粒分量試験、硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験、ミキサの練り混ぜ性能試験の改正 	(II)240~ [資料 2-2 P16、P17]
12	<u>7 セメント安定処理路盤</u>	<ul style="list-style-type: none"> 路盤工及び国基準と整合を図るため改正 試験方法に砂置換法(JIS A 1214)を追記 	(II)270
13	<u>9 転圧コンクリート</u>	<ul style="list-style-type: none"> JIS 改正による試験項目名を改正 「骨材中の比重 1.95 の液体に浮く粒子の試験」 → 「骨材中に含まれる密度 1.95g/cm³ の液体に浮く粒子の試験」 適用基準の改正による改正 ミキサの練り混ぜ性能試験の改正 	(II)280
14	<u>11 路床安定処理工</u> <u>12 表層安定処理工(表層混合処理)</u>	<ul style="list-style-type: none"> 国基準との整合を図るため改正 現場密度の測定について規格値を改正、摘要欄を削除(規格値) 「最大乾燥密度の 90%以上」 → 「設計図書による」 	(II)286、288
15	<u>13 固結工</u>	<ul style="list-style-type: none"> 明確化するため改正 摘要に、「ボーリング等により供試体を採取する。」を追記 	(II)291
16	<u>15 補強土壁工</u>	<ul style="list-style-type: none"> 適用基準の改正による改正 現場密度の測定について、橋台背面アプローチ部における規格値を追記 	(II)293 [資料 2-2 P19]

No.	項目	内容	備考
17	16 吹付工 17 現場吹付法枠工	・適用基準の改正 骨材の微粒分量試験、硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験、ミキサの練り混ぜ性能試験の改正	(Ⅱ)294～ 298～
18	18 河川・海岸土工	・明確化するため改正 現場密度の測定について、「規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。」を追記	(Ⅱ)305 [資料 2-2 P20]
19	19 砂防土工	・明確化するため改正 現場密度の測定について、試験基準に判定方法を追記	(Ⅱ)307
20	22 コンクリートダム	・適用基準の改正 骨材の微粒分量試験、硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験、ミキサの練り混ぜ性能試験の改正	(Ⅱ)312～ [資料 2-2 P18]
21	23 覆工コンクリート(NATM)	・適用基準の改正による改正 粗骨材のすりへり試験、骨材の微粒分量試験、硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験、ミキサの練り混ぜ性能試験の改正	(Ⅱ)318～
22	24 吹付コンクリート(NATM)	・適用基準の改正 骨材の微粒分量試験、ミキサの練り混ぜ性能試験の改正	(Ⅱ)326～
●写真管理基準			
23	写真管理基準(案)	・写真管理基準(案) 3. 整理提出の文言を削除 「(デジタル写真管理情報基準の写真項目にある「提出頻度写真」とは撮影箇所一覧表の「整理条件」に該当する写真をいう)」 ・「フィルムカメラ写真管理基準」文中文言の改正 「整理条件」→「提出頻度」 ・撮影箇所一覧表の文言改正 「整理条件」→「提出頻度」	(Ⅱ)357、360 362～

3. 共通仕様書(土木工事編Ⅲ)

No.	項目	内容	備考
1	様式	・福島県元請・下請関係適正化指導要綱改正に伴う様式等の改正 【平成 27 年 4 月 27 日付け 27 企技第 177 号で改正】 下請通知書等廃止、理由書・再下請負通知書の新設	(Ⅲ)14、22

(1)品確法改正による改定

・改正品確法第8条の「受注者の責務」により改定

受注者の責務

第八条 公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施し、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

条文変更前

1-1-1-9 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1)受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2)下請負者が国土交通省の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。
- (3)下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること



条文変更後

1-1-1-9 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1)受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2)下請負者が国土交通省の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。
- (3)下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること

なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

1

(1)品確法改正による改定

・改正品確法第8条の「受注者の責務」により改定

受注者の責務

第八条

2 公共工事の受注者(受注者となろうとする者を含む。)は、契約された又は将来施工することとなる公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

条文変更前

1-1-1-23 施工管理

6.良好な作業環境の確保

受注者は、作業員が健全な身体と精神が保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。



条文変更後

1-1-1-23 施工管理

6.労働環境の改善

受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神が保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

2

(2) 共通仕様書に引用されている技術基準等との整合

- ・共通仕様書に引用されている技術基準類から**16技術基準類の改定を確認**。
- ・JIS等の改定とあわせ、共通仕様書の改定検討を実施。

No.	発行機関	対象技術基準名	改定年月
1	土木学会	コンクリート標準示方書(施工編)	平成25年3月
2	土木学会	コンクリート標準示方書(設計編)	平成25年3月
3	土木学会	コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編)	平成25年10月
4	土木学会	コンクリート標準示方書(基本原則編)	平成25年3月
5	土木学会	コンクリート標準示方書(維持管理編)	平成25年10月
6	土木学会	コンクリート標準示方書(規準編)	平成25年11月
7	国土交通省	機械工事共通仕様書(案)	平成25年3月
8	全国道路標識・表示業協会	道路標識ハンドブック	平成25年2月
9	環境省	水質汚濁に係る環境基準について	平成26年11月
10	日本道路協会	鋼道路橋防食便覧	平成26年3月
11	土木研究センター	補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル	平成26年8月
12	土木研究センター	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル	平成26年8月
13	土木研究センター	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル	平成26年12月
14	土木研究センター	建設発生土利用技術マニュアル	平成26年12月
15	全国特定法面保護協会	のり枠工の設計・施工指針	平成26年10月
16	ダム・堰施設技術協会	ダム・堰施設技術基準(案)「基準解説編・マニュアル編」	平成26年9月

日本工業規格(JIS)	条文、表の改定
-------------	---------

3

(2) 共通仕様書に引用されている技術基準等との整合

例1) 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)(H25.3改定)に伴う変更 (コンクリートの湿潤養生における規定の反映)

コンクリート標準示方書(施工編)

施工標準8章 養生 8.2 湿潤養生

- (2) コンクリートの露出面は、表面を荒らさないで作業できる程度に硬化した後に湿潤養生を行わなければならない。
- (3) 打込み後のコンクリートは、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。
- (4) 養生方法の選定にあたっては、その効果を確認、適切に湿潤養生を定めなければならない。ただし、通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表8.2.1を標準とする。

条文変更前

1-3-6-9 養生

2.湿潤状態の保持

受注者は、コンクリートの露出面を養生用マット、ぬらした布等で、これを覆うか、または散水、湛水を行い、少なくとも表1-3-3の期間、常に湿潤状態を保たなければならない。



条文変更後

1-3-6-9 養生

2.湿潤状態の保持

受注者は、コンクリートの表面を荒らさないで作業できる程度に硬化した後に、露出面を一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生方法の選定にあたっては、その効果を確認、適切に湿潤養生期間を定めなければならない。ただし、通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表1-3-3を標準とする。

4

1. 各種基準等との整合

(2) 共通仕様書に引用されている技術基準等との整合

例2) 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)(H25.3改定)に伴う変更
(鉄筋工の照査における規定の反映)

コンクリート標準示方書(施工編)

施工標準10章 鉄筋工 10.2 準備

(1) 設計図書に示された形状および寸法で、鉄筋の組立が可能であることを事前に確認しなければならない。

(2) 打込みおよび締め固め作業を行うために必要な空間が確保できていることを確認しなければならない。

条文変更前

1-3-7-1 一般事項

2. 照査

受注者は、施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図により組立可能か、また配力鉄筋及び組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査し、不備を発見したときは監督職員に協議しなければならない。



条文変更後

1-3-7-1 一般事項

2. 照査

受注者は、施工前に、設計図書に示された形状および寸法で、鉄筋の組立が可能か、また打込みおよび締め固め作業を行うために必要な空間が確保できていることを確認しなければならない。不備を発見したときは監督職員に協議しなければならない。

5

1. 各種基準等との整合

(2) 共通仕様書に引用されている技術基準等との整合

例3) 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧(H26.3改定)に伴う変更
(小規模工事の場合の測定回数の規定)

鋼道路橋防食便覧

第II編 塗装編 第5章 新設塗装 5.3.6 塗膜厚 2) 測定数

1ロット当たりの測定数は25点以上とする。ただし、1ロットの面積が200m²に満たない場合は10m²ごとに1点とする。各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。

条文変更前

3-2-3-31 現場塗装工

15. 検査(3)

受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500m²単位毎に25点(1点当たり5回測定)以上塗膜厚の測定をしなければならない。



条文変更後

3-2-3-31 現場塗装工

15. 検査(3)

受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500m²単位毎に25点(1点当たり5回測定)以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200m²に満たない場合は10m²ごとに1点とする。

6

1. 各種基準等との整合

(2) 共通仕様書に引用されている技術基準等との整合

例4) 土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル
(H25.12改定)に伴う変更
(補強材が隙間が生じる場合の対処の規定)

ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル

5章 補強盛土工法 5-5-7 ジオテキスタイルの敷設、接合

(1) 10cm程度以上の隙間を生じる場合、隙間箇所には別途に同様のジオグリッドを敷設し、重り合う箇所には相互のジオグリッドの間に盛土材料を挟み、土との摩擦抵抗を確保するなどの対処を施す。また、隙間を残す場合は、盛土の高さ方向に隙間が連続しないような敷設配置を検討する。

条文変更前

3-2-15-3 補強土壁工

8.補強材隙間の防止

受注者は、補強材を敷設する時は**場合**、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。



条文変更後

3-2-15-3 補強土壁工

8.補強材隙間の防止

受注者は、補強材を敷設する**時は**、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。

また、10cm程度以上の隙間を生じる場合、隙間箇所には別途に同様の面状補強材を敷設し、重なり合う箇所には相互の面状補強材の間に盛土材料を挟み、土との摩擦抵抗を確保するなどの対処を施さなければならない。

7

1. 各種基準等との整合

(3) 地方整備局関係者からの意見照会による改定

例1) 公共工事設計労務単価に併せて、交通誘導員の名称を変更

条文変更前

1-1-1-32 交通安全管理

2.輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。



条文変更後

1-1-1-32 交通安全管理

2.輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。

8

1. 各種基準等との整合

(4)一般化してきている特記仕様書の規定の共通仕様書への明記

例1) 土木工事施工管理基準、写真管理基準により管理することの記載を検討

条文変更前

1-1-1-23 施工管理

8.記録及び関係書類

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は提示しなければならない。

なお、出来形管理基準及び品質管理基準が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。



条文変更後

1-1-1-23 施工管理

8.記録及び関係書類

受注者は、土木工事の施工管理及び規格値を定めた土木工事施工管理基準(出来形管理基準及び品質管理基準)により施工管理を行い、また、写真管理基準により土木工事の工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。

なお、土木工事施工管理基準、及び写真管理基準に定められていない工種又は項目については、監督職員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。

9

1. 各種基準等との整合

(4)一般化してきている特記仕様書の規定の共通仕様書への明記

例2) 安全管理での「架空線」の追加検討

条文変更前

3-1-1-12 工事中の安全確保

4.なし



条文変更後(追加)

3-1-1-12 工事中の安全確保

4.架空線等事故防止対策

受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査(場所、種類、高さ等)を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督職員へ報告しなければならない。

2. 出来形管理基準の改定(案) (主な内容)

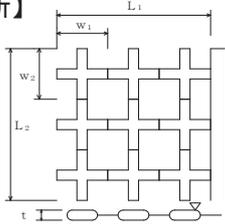
(1) 表示方法の明確化

- ① 層積と乱積を区別して表記。乱積の測定項目より厚さおよび幅を除外。乱積の説明図追加。
(平成25年度 地整意見照会結果)

【変更前】 3-2-3-17 根固めブロック工

測定項目	規格値	測定基準
基準高▽	層積	±100
	乱積	±t/2
厚さt	-20	幅、厚さは40個につき1箇所測定。
幅 w ₁ , w ₂	層積 -20	
延長 L ₁ , L ₂	乱積 -t/2	1施工箇所毎
	層積 -200	
延長 L ₁ , L ₂	層積 -200	1施工箇所毎
延長 L ₁ , L ₂	乱積 -t/2	1施工箇所毎

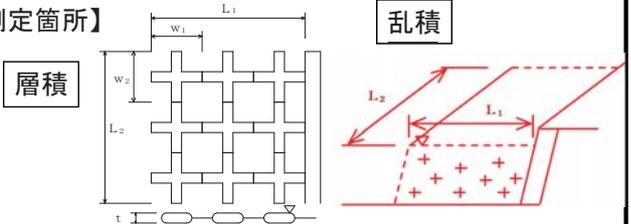
【測定箇所】



【変更後】 3-2-3-17 根固めブロック工

測定項目	規格値	測定基準
層積	基準高▽	±100
	厚さt	-20
	幅 w ₁ , w ₂	-20
乱積	基準高▽	±t/2
	延長 L ₁ , L ₂	-200
	延長 L ₁ , L ₂	-t/2

【測定箇所】



11

2. 出来形管理基準の改定(案) (主な内容)

(1) 表示方法の明確化

- ② 据付け高さとして仕上げ高さの考え方を、ゴムジョイントと鋼製フィンガージョイントで統一。
(平成25年度 地整意見照会結果)

【変更前】 3-2-3-24-1 伸縮装置工 (ゴムジョイント)

測定項目	規格値	測定基準
据付け高さ	舗装面に対し 0~-2	両端及び中央部付近を測定。
表面の凹凸	3	
仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2	

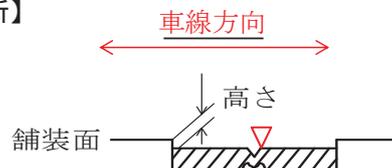
【測定箇所】



【変更後】 3-2-3-24-1 伸縮装置工 (ゴムジョイント)

測定項目	規格値	測定基準
据付け高さ	±3	車道端部及び中央部付近の3点を測定。
表面の凹凸	3	
仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2	表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下

【測定箇所】



12

2. 出来形管理基準の改定(案) (主な内容)

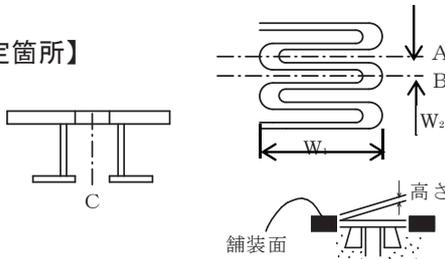
(1) 表示方法の明確化

- ③ 据付け高さとし上げ高さの考え方を、ゴムジョイントと鋼製フィンガージョイントで統一。
(平成25年度 地整意見照会結果)

【変更前】 3-2-3-24-2 伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)

測定項目	規格値	測定基準
高さ	据付け高さ	±3
	車線方向各点誤差の相対差	3
表面の凹凸	3	高さについては車道端部、中央部各3点計9点。 縦方向及び横方向間隔は両端、中央部の計3点。
歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2	
縦方向間隔W1	±2	舗装面に対し 0~-2
横方向間隔W2	±5	
仕上げ高さ		

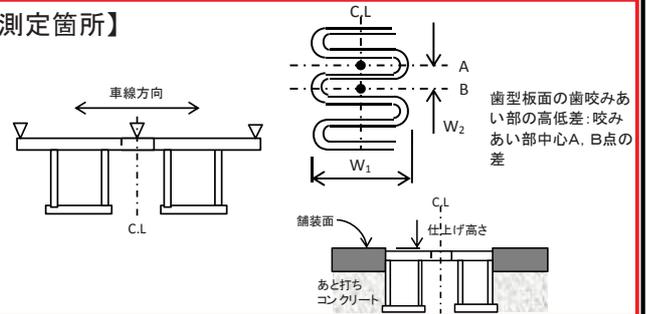
【測定箇所】



【変更後】 3-2-3-24-2 伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)

測定項目	規格値	測定基準
高さ	据付け高さ	±3
	車線方向各点誤差の相対差	3
表面の凹凸	3	高さについては車道端部、中央部において車線方向に各3点計9点
歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2	
歯咬み合い部の縦方向間隔W1	±2	表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下
歯咬み合い部の横方向間隔W2	±5	
仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2	歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点

【測定箇所】



13

2. 出来形管理基準の改定(案) (主な内容)

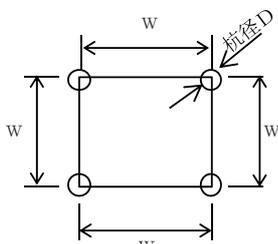
(1) 表示方法の明確化

- ④ 固結工の深度の説明について、深度が判る図を追加する。
(平成25年度 地整意見照会結果)

【変更前】 3-2-7-9 固結工

測定項目	規格値	測定基準
基準高 ∇	-50	100本に1箇所。
位置・間隔w	D/4以内	
杭径 D	設計値以上	100本以下は2箇所測定。
深度 \underline{L}	設計値以上	1箇所
		に4本測定。
		全本数

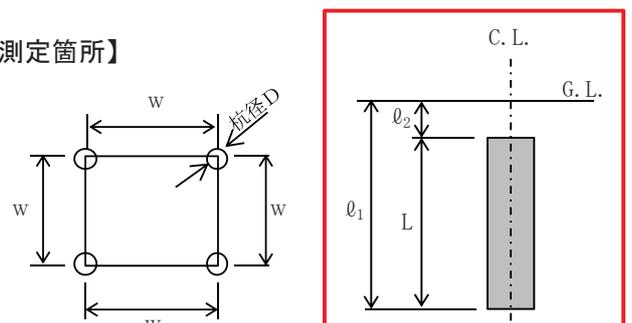
【測定箇所】



【変更後】 3-2-7-9 固結工

測定項目	規格値	測定基準
基準高 ∇	-50	100本に1ヶ所。
位置・間隔w	D/4以内	
杭径 D	設計値以上	100本以下は2ヶ所測定。
深度 \underline{L}	設計値以上	1ヶ所に4本測定。
		全本数
		$L = Q1 - Q2$ Q1は改良体先端深度 Q2は改良端天端深度

【測定箇所】



14

(2) 技術基準の改定に伴う対応

鋼道路橋防食便覧(H26年版)との整合を図る。
⇒ 塗装面積が小さい場合の測定数の記載を追加。

【変更前】

3-2-3-31 現場塗装工
3-2-12-11 工場塗装工

外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。

1ロットの大きさは、500㎡とする。
1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。

【変更後】

3-2-3-31 現場塗装工
3-2-12-11 工場塗装工

外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。

1ロットの大きさは、500 m²とする。
1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m²に満たない場合は10m²ごとに1点とする。

15

2. 品質管理基準(案)の改定(主な内容)

(1) 技術基準の改定等に伴う対応

① コンクリート標準示方書 施工編の改定に伴う変更

【変更前】

工 種:1 セメント・コンクリート
種 別:材料

試験区分:その他

試験項目:粗骨材のすりへり試験

規格値:

40%以下、舗装コンクリートは35%以下

ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下

試験基準:

工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合

【変更後】

工 種:1 セメント・コンクリート
種 別:材料

試験区分:その他

試験項目:粗骨材のすりへり試験

規格値:

砕石 40%以下

砂利 35%以下

舗装コンクリートは35%以下

ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下

試験基準:

工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合

ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。

16

2. 品質管理基準(案)の改定(主要内容)

(1) 技術基準の改定等に伴う対応

① コンクリート標準示方書 施工編の改定に伴う変更

【変更前】

工 種:1 セメント・コンクリート
種 別:製造(プラント)
試験区分:その他
試験項目:ミキサの練混ぜ性能試験
規 格 値:コンクリートの練混ぜ量
公称容量の場合:
コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下
コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下
圧縮強度平均値からの差:7.5%以下
空気量平均値からの差:10%以下
スランプ平均値からの差:15%以下
公称容量の1/2の場合:
コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下
コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下



【変更後】

工 種:1 セメント・コンクリート
種 別:製造(プラント)
試験区分:その他
試験項目:ミキサの練混ぜ性能試験
規 格 値:コンクリートの練混ぜ量
公称容量の場合:
コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下
コンクリート内の粗骨材量の偏差率:5%以下
圧縮強度の偏差率:7.5%以下
コンクリート内空気量の偏差率:10%以下
コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下

17

2. 品質管理基準(案)の改定(主要内容)

(1) 技術基準の改定等に伴う対応

① コンクリート標準示方書ダムコンクリート編の改定に伴う変更

【変更前】

工 種:23 コンクリートダム
種 別:材料
試験区分:その他
試験項目:骨材の微粒分量試験
規 格 値:
粗骨材:1.0%以下(ただし、碎石で失われるものが碎石粉の場合は1.5%以下)
細骨材:5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は7.0%以下)



【変更後】

工 種:23 コンクリートダム
種 別:材料
試験区分:その他
試験項目:骨材の微粒分量試験
規 格 値:
公称容量の場合:
粗骨材:1.0%以下。ただし、碎石の場合、微粒分量試験で失われるものが碎石粉のときには、3.0%以下。
細骨材:
・7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。
・砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが碎石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。

18

2. 品質管理基準(案)の改定(主要内容)

(1) 技術基準の改定等に伴う対応

① 補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアルの改定に伴う変更

【変更前】

工 種:15 補強土壁工
種 別:施工
試験区分:必須
試験項目:現場密度の測定
摘 要:
記載なし



【変更後】

工 種:15 補強土壁工
種 別:施工
試験区分:必須
試験項目:現場密度の測定
摘 要:

・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)

【一般の橋台背面】

平均92%以上、かつ最小90%以上

【インテグラルアバット構造の橋台背面】

平均97%以上、かつ最小95%以上

2. 品質管理基準(案)の改定(主要内容)

(2) 規格値等の見直し(地整意見反映)・表現方法の統一

① 規格値・試験基準の見直し(地整意見反映)－2

18.河川土工 現場密度の測定について、摘要欄に、「左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督院と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。」旨を記載した。

【変更前】

工 種:19 海岸土工
種 別:施工
試験区分:必須
試験項目:現場密度の測定
試験方法:
最大粒径 \leq 53mm:砂置換法(JIS A 1214)
最大粒径 $>$ 53mm: 舗装調査・試験法便覧
[4]-185突砂法
摘 要: 記述なし



【変更後】

工 種:19 海岸土工
種 別:施工
試験区分:必須
試験項目:現場密度の測定
試験方法:

最大粒径 \leq 53mm:砂置換法(JIS A 1214)

最大粒径 $>$ 53mm:舗装調査・試験法便覧 [4]-185突砂法

摘 要:

・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。

頁	新（改正後）	旧（現行）
<p>第1編 共通編 第1章 総則</p> <p>1-1-52 道路構造物の 記録保存</p>	<p>(略)</p> <p>1-1-52 道路構造物の記録保存</p> <p>1. 受注者は、将来の維持管理に資することを目的として、工事完成届提出時に道路構造物の資料を<u>作成要領に基づき提出しなければならない</u>。なお、提出にあたって必要な資料は監督員から貸与を受けるものとする。_____</p> <p>(以下削除)</p> <p>— 51 —</p>	<p>(略)</p> <p>1-1-52 道路構造物の記録保存</p> <p>1. 受注者は、将来の維持管理に資することを目的として、工事完成届提出時に道路構造物の資料を<u>下記のとおり提出しなければならない</u>。なお、提出にあたって必要な資料は監督員から貸与を受けるものとする。<u>ただし、下記作成要領により難しい場合は、監督員と協議するものとする。</u></p> <p>(1) 対象とする構造物 トンネル、橋梁（橋長 14.5m以上）、大型擁壁（地震時の計算を行ったもの）</p> <p>(2) 保存資料作成要領</p> <p>1) マイクロフィルム：1部</p> <p>① マイクロ写真用 35mm フィルム使用。</p> <p>② 1コマにつき図面関係は1枚、計算書は4枚収めること。</p> <p>③ 撮影は1コマ毎に通し番号を入れて行うこと。番号はフィルムで目視できる大きさとする。</p> <p>④ フィルムはフィルム用ジャケット（6コマ収納）に入れて提出すること。</p> <p>2) 図面 の縮小版：3部（A4版）</p> <p>① 用紙は、<u>両面印刷用の中性紙（紙厚（坪量）：90～110g/m²、表面加工：セミ光沢／半光沢、白色度：80%以上）</u>を用い、図面、計算書ともA4版を原則とする。</p> <p>② <u>上記用紙を使用し縮小版を作成する際は、マイクロリーダープリンターによるダイレクト印刷とし、解像度は600dpi以上とする。</u></p> <p>③ 巻末に地質調査資料（調査孔位置図、柱状図、コア写真、その他必要資料）を縮小せずに綴じ込むこと。</p> <p>④ 製本は厚紙黒表紙を用い、金文字で記入のこと。</p> <p>(以下略)</p> <p>(H27.5.1)</p> <p>— 51 —</p>